

見野駐在所だより9月号

鹿沼警察署
0289-62-0110
見野駐在所
0289-65-0403

令和8(2026)年9月1日施行

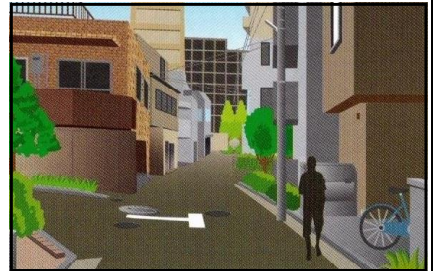


生活道路における自動車の法定速度が

60km/h→30km/hに引き下げられます!!

生活道路とは?

A. 主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は ▼ 引き続き60km/hです

1

道路標識又は
道路標示による
中央線又は
車両通行帯が
設けられている
一般道路



2

道路の構造上又は
柵その他の工作物に
より自動車の通行が
往復の方向別に
分離されている
一般道路



E

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する
加速車線及び減速車線以外のもの(例として、料金所や一般
道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します)

U

自動車専用道路



従前どおり、道路標識等による
指定がある場合は、その速度に
従ってください

道路標識又は道路標示により最高速度が指定
されている道路では、その速度が最高速度とな
ります。

例えば、道路標識により最高速度が40km/hと
指定されている中央線がない道路では、最高速
度は30km/hではなく40km/hとなります。



▲中央線がない道路で40km/hの速度標識が
あった場合は、最高速度は40km/hとなる。



▲中央分離帯や中央線があっても速度標識が
50km/hの場合、最高速度は50km/hとなる。

☆ドライバーの皆様へ☆

最高速度は、交通の安全と円滑を図るた
めにあり、これを守ることは、ドライバー、
同乗者、歩行者、自転車の方々を守るこ
とにつながります。

決められた速度の範囲内であっても、道
路状況や天候等に応じて、安全な速度で運
転するよう心掛けてくだ
さい。



とちまるくん@栃木県

■警察庁HP

▼生活道路における法定速度の
引下げについて

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html>



問い合わせ先

■全国都道府県警察HP

▼各都道府県警察本部リンクは
こちらです

<https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html>

